

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

新規会員加入会時のポイント付与の処理

《内容》

関与先のエステサロンA社は、新規会員加入時に付与されるポイントを新たに導入しましたが、このようなポイントは販売には付随しないで付与されるため、加入時の事業年度において、企業会計上認められているポイント等引当金の計上は法人税法上も認められるのでしょうか。

『答』

法人税法上は、当然ながら引当金の繰入れに対する損金算入は認められません。従って、企業会計上、引当金を設けた場合には、法人税上では、申告調整が必要となります。

(解説)

1 平成30年度に改訂された法人税基本通達では、収益認識会計基準に合わせた処理が容認されており、商品の販売等に付随するポイントについては、一定の場合、前受け処理も可能とされました。

つまり、資産の販売等に伴い、自己発行ポイント等を相手方に付与する場合において、次に掲げる要件の全てに該当するときは、継続適用を条件として、当該自己発行ポイント等について当初の資産の販売等とは別に、将来の取引に係る収入の一部又は全部の前受けとすることができることを明らかにしています（法基通2-1-1の7）。

(1)その付与した自己発行ポイント等が当初の資産の販売等の契約を締結しなければ相手方が受け取れない重要な権利を与えるものであること。

(2)その付与した自己発行ポイント等が発行年度ごとに区分して管理されていること。

(3)法人がその付与した自己発行ポイント等に関する権利につきその有効期限を経過したこと、規約その他の契約で定める違反事項に相手方が抵触したことその他の当該法人の責に帰さないやむを得ない事情があること以外の理由により一方的に失わせることができないことが規約その他の契約において明らかにされていること。

(4)次のいずれかの要件を満たすこと。

- イ その付与した自己発行ポイント等の呈示があった場合に値引き等をする金額が明らかにされており、かつ、将来の資産の販売等に際して、たとえ1ポイント又は1枚のクーポンの呈示があっても値引き等をするものとされていること。
- ロ その付与した自己発行ポイント等が当該法人以外の者が運営するポイント等又は自ら運営する他の自己発行ポイント等で、イに該当するものと所定の交換比率により交換できることとされていること。

2 しかし、一口に「ポイント」といっても多様な形態があり、会計と法人税の処理が一致しないものもあります。

3 なお、法人税法上は、仮に、ご質問のケースのような新規会員加入時に付与されるポイント等引当金が計上されている場合には、債務確定基準に従い、引当金の繰入額が損金不算入となっていますので、引当金の繰入れに対する損金算入は認められません（法22③）。従って、会計と法人税で処理が一致せず、申告調整が必要となります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。